

奄美市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を推進し、地域での経済循環を創造するため、民間事業者等が地域の金融機関等と連携しながら取り組む新たな事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内において、奄美市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）及び奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等であって、国要綱による交付決定に基づき事業を実施する民間事業者等とする。ただし、市税等の滞納のない者とする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱に規定する交付対象経費とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費から地域金融機関等からの融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）及び事業者自己資金を除いた額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）とし、1事業あたりの上限額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 融資額等が補助金の額と同額以上1.5倍未満の額の場合 2,500万円

(2) 融資額等が補助金の額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 3,500万円

(3) 融資額等が補助金の額の2倍以上の額の場合 5,000万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奄美市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奄美市地域経済循環創造事業補助金（変更）交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条の交付決定の内容に不服があるときは、補助金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、申請を取り下げることができるものとする。

2 補助事業者が申請を取り下げるときは、奄美市地域経済循環創造事業補助金申請取下書（別記第3号様式）に交付申請書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、市長から報告を求められたときは、事業の遂行状況について奄美市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(事業計画変更等の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、奄美市地域経済循環創造事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（1） 国要綱に規定する交付対象経費の区分ごとの額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の10パーセント以内の流用を除く。

（2） 地域金融機関等からの融資額を減額しようとするとき。

（3） 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の目的に変更が生じず、かつ、補助事業者の自由な創意により、補助対象事業のより能率的な達成に資すると認められるとき。

イ 補助対象事業の目的及び能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

（4） 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

（5） 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適当であると認めたときは、その旨を奄美市地域経済循環創造事業補助金（変更）交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、奄美市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、

補助金の決定内容に適合すると認めたときは、交付額を確定し、補助事業者
に奄美市地域経済循環創造事業補助金交付確定通知書（別記第 7 号様式。以
下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第12条 確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする
ときは、奄美市地域経済循環創造事業補助金交付（概算払）請求書（別記第 8
号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付す
るものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、奄美市地域経済循環創造事業補助金（変更）
交付決定通知書を受けた補助事業者は概算払請求をすることができるものと
する。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、事業の中止若しくは廃止の申請があったとき又は次の各号の
いずれかに該当するときは、奄美市地域経済循環創造事業補助金交付決定取
消（変更）通知書（別記第 9 号様式）により、第 6 条の交付決定の内容の全
部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1） 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しく
は指示に違反したとき。

（2） 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用したとき。

（3） 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をし
たとき。

（4） 第 6 条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又
は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の補助
金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の

返還を命ずるものとする。

- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、その命令に係る補助金額を補助事業者が受領した日から当該返還の命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。
- 6 前各項の規定は、事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の経理等）

第14条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記第10号様式）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、本事業による取得財産等があるときは、第10条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表（別記第11号様式）を添付しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効能の増加価格が50万円以上のものであって、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ奄美市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（別記第12号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、補助事業者を取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を市に返還させることができる。

（補助金の返還）

第17条 市長は、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、補助金の交付により補助事業者収益が生じたときは、当該補助事業者に対し、奄美市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（別記第13号様式）により、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命ずることができる。

- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額は、第11条の規定により確定した補助金の額を上限とする。

（勧告及び助言等）

第18条 市長は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、補助対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するために必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。